

国住政第152号

国住生第1249号

国住指第4577号

令和2年4月1日

各都道府県 建築主務部長 殿

各政令指定都市 建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、耐震改修工事を実施した場合の固定資産税額の減額措置の適用期限について2年間延長（令和4年3月31日）されたところです。以上を踏まえ、「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」に記載されている適用期限を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することといたしましたので、貴都道府県におかれましては、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますとともに、貴管区内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。